

実務経験工事記載内容について

◆第二種電気工事士の出来る工事

- ※ 一般用電気工作物等に限る（電気工事士法第3条第2項）
一般用電気工作物等とは、一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物をいう。

➡ 一般用電気工作物（電気事業法第38条第1項）とは

- ① 構内に設置する600V以下の電圧で受電する電気工作物
(高圧引込だが低圧部分の工事をした ×)
- ② 構内に設置する600V以下の小規模発電設備
 - イ 出力10KW未満の太陽電池発電設備
 - ロ 出力20KW未満の水力発電設備
 - ハ 出力10KW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備
 - ニ 出力10KW未満の燃料電池発電設備
 - ホ 出力10KW未満の燃料電池自動車に設置される燃料電池発電設備
(家等の場所に給電するもの)
 - ヘ 出力10KW未満のスターリングエンジン発電設備

➡ 小規模事業用電気工作物（電気事業法第38条第3項）とは

- ① 小規模発電設備のうち一部の発電設備
 - イ 出力10KW以上50KW未満の太陽電池発電設備
 - ロ 出力20KW未満の風力発電設備

《記載例》

- ① ○○宅新築電気工事
- ② ○○町営住宅新築電気工事（低圧引込）
- ③ 工場・ビル等新築・改修工事（低圧引込）
- ④ 太陽光発電新設電気工事（49KW）

◆第二種電気工事士で出来ない工事

- ※ 1 自家用電気工作物（高圧500KW未満）に係る電気工事（電気工事士法第3条第1項）
- ※ 2 一般用電気工作物等以外のもの

◆認定電気工事従事者で出来る工事

- ※ 1 自家用電気工作物（高圧500KW未満）に係る電気工事のうち簡易電気工事（電気工事士法第3条第4項）
- ※ 2 簡易電気工事（電気工事士法施行規則第2条の3）600V以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事

《記載例》

- ① 工場・ビル等新築・改修工事に係る低圧部分電気工事（高圧500KW未満）
- ② ○○学校校舎増築工事に係る低圧部分電気工事（高圧500KW未満）
(500KW未満を示す単線結線図が必要な場合もある)

◆500KW以上の需要設備（自家用電気工作物）の工事

※ 500KW以上は電気工事士法の範囲外なので、電気主任技術者等の保安監督範囲となり、第二種電気工事士及び認定電気工事従事者資格がなくても、電気主任技術者等の指導監督の下で電気工事ができる。

ただし、免状交付の確認では、第二種電気工事士又は認定電気工事従事者の資格以降の経験が望ましいとしている。

《記載例》

- ① 工場・ビル等新築・改修電気工事（高圧500KW以上）

添付資料

イ 500KW以上を示す単線結線図等

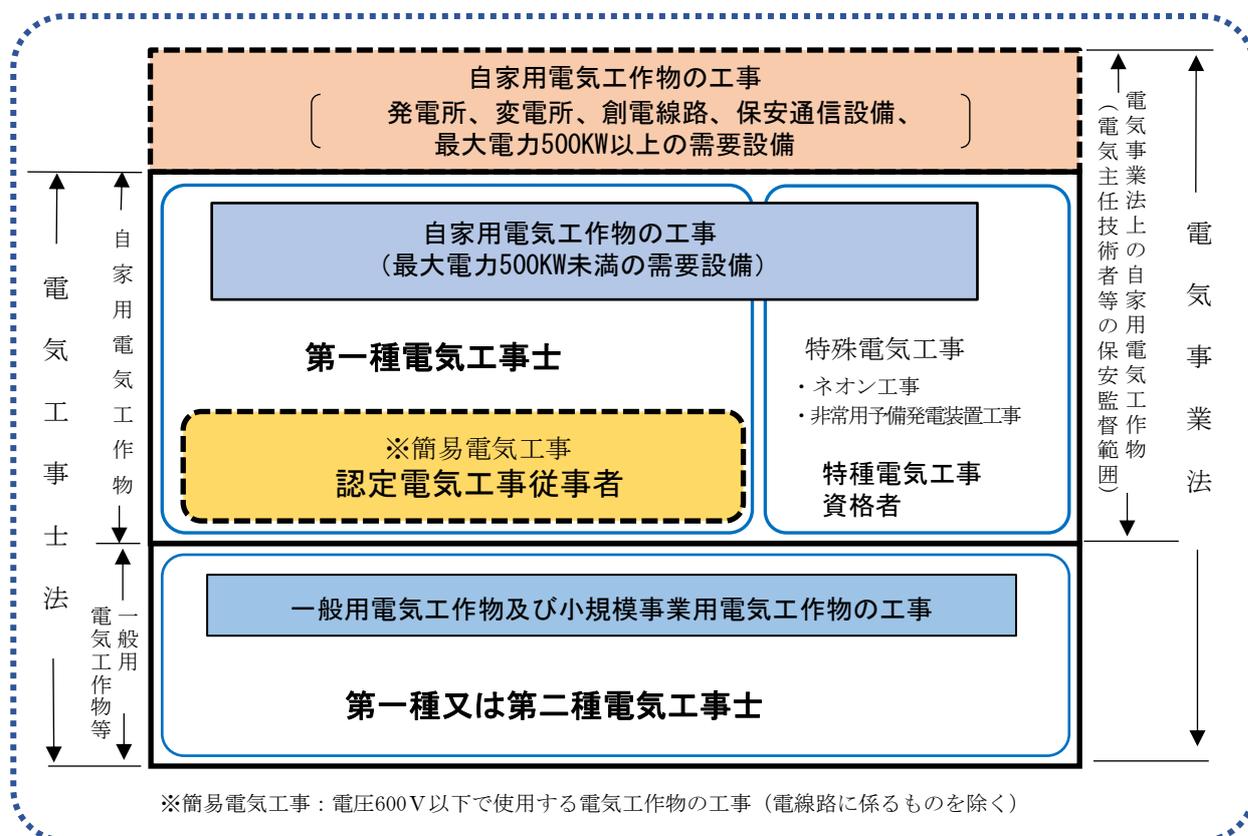
ロ 下請けの場合、元請からの受注を示す発注書・受注書等

- ② 実務経験書別紙は証明書に記入することで不要の場合もある

添付資料

イ 自社の電気主任技術者の選任届写しと電気主任技術者免状写し

◆電気工事士等の資格が必要となる工事範囲（概要）



（参考図書）：第一種電気工事士定期講習テキスト